

○共立蒲原総合病院訪問看護に関する条例施行規則

〔平成10年9月28日〕
規則第1号

改正 平成25年2月26日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院訪問看護に関する条例（平成10年共立蒲原総合病院条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営方針)

第2条 訪問看護、居宅サービス又は介護予防サービスによる訪問看護、居宅サービス又は介護予防サービス（以下「訪問看護等」という。）は、疾病、負傷等により寝たきりの状態にある老人若しくはこれに準ずる状態にある老人又は居宅において継続して療養を受ける状態にある者（以下「在宅療養者」という。）の生活の質の確保に資する見地から、在宅療養者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

2 訪問看護等を実施するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めなければならない。

(職員)

第3条 共立蒲原総合病院訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）に訪問看護管理者及び看護職員を置き、理学療法士その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 ステーション職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 訪問看護管理者は、ステーションの業務を統括する。
- (2) 看護職員及び理学療法士その他必要な職員は、訪問看護管理者の命を受け、訪問看護等を行う。

(休日及び開業時間)

第5条 ステーションの休業日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休業することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 ステーションの開業時間は、午前8時15分から午後5時までとする。
- 3 緊急を要する場合において管理者が特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、訪問看護等を実施することができる。

(訪問看護等の内容)

第6条 ステーションが行う訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 身体の清しき及び洗髪
- (3) 床ずれの処置
- (4) 体位の変換
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排せつの介助
- (8) 家族その他の介護者に対する指導
- (9) 前各号に定めるもののほか、主治医の指示に基づくもの

(利用の申込み)

第7条 訪問看護等を利用しようとする者は、訪問看護利用申込書(様式第1号)に当該主治医が交付する訪問看護指示書を添えて、管理者に申し込まなければならない。

(訪問看護の実施方法)

第8条 訪問看護等は、次に定めるところにより実施する。

- (1) 訪問看護等は、主治医が交付する訪問看護指示書に基づき実施する。
- (2) 訪問看護等(居宅サービス及び介護予防サービスを除く。以下この号において同じ。)の利用者は、1週につき3日を超えて訪問看護等を受けることができない。ただし、厚生労働大臣の定める疾病等及び急性増悪等により主治医から特別訪問看護指示書の交付を受けた者については、この限りでない。
- (3) 訪問看護等の1回の時間は、30分から1時間30分程度を標準として行うものとする。

(緊急時の対応)

第9条 看護職員、理学療法士及びその他必要な職員は、現に訪問看護等を行っているときに訪問看護等の利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた場合には、直ちに主治医への連絡を行うものとする。この場合において、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な措置を講じなければならない。

(利用料の納付期限)

第 10 条 条例第 5 条の規定による利用料の納付期限は、訪問看護等を受けた日の翌月末日とする。

(減免の申請)

第 11 条 条例第 6 条の規定により利用料の減額免除を受けようとする者は、利用料減免申請書（様式第 2 号）を管理者に提出しなければならない。

(委任)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に管理者が定める。

附 則

この規則は、平成10年10月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 2 月 26日規則第 5 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。